

三木町ホームページ広告募集要項

三木町では、町公式ホームページを媒体として広告を掲載する広告主を募集しています。

三木町ホームページに掲載する広告の取扱いに関して、三木町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び三木町広告掲載基準（以下「基準」という。）に定める内容以外の内容を次のように定め、平成19年11月1日から実施する。

1. 広告について

(1) 定義

三木町ホームページ広告募集要項において「広告」とは、広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(2) 広告の種類及び範囲

三木町ホームページのイメージを損なわないようにすること。

その他詳細については、要綱及び基準を参照のこと。

(3) 規格

- ・ 1 枠につき縦50ピクセル×横175ピクセル
- ・ 画像はG I F形式（アニメーションは不可、マウスオーバー対応は可）
- ・ 総容量は10KB以内

(4) 掲載位置

掲載位置は三木町ホームページの企業広告欄とし、掲載決定の順位に基づき左から掲載する。
なお、掲載期間が終了するごとに掲載枠を左づめとする。

(5) 枠数

制限なし。

(6) 掲載期間

広告の掲載期間は原則として1月単位とし、連続する掲載期間は各年度で最大12月とする。

なお、この要項でいう1月とは、月末日から翌月の月末日までとする。さらに、この要項でいう月末日とは、開庁日で月の最終の日とする。ただし、掲載期間の開始日が月末日以外の場合は、掲載期間の終了日を同月の月末日までとする。

また、広告掲載期間内に、町の事情により三木町ホームページを一時閉鎖した場合は、その閉鎖日数に応じ掲載期間を延長する。

(7) 掲載料金

1 枠1月15,000円（税込）

ただし、広告の作成や費用は広告主の負担とする。

2. 申込について

(1) 申込方法

広告主は、要綱第7条に規定する申込書「様式第1号」に次の資料を添付して申し込まなければならない。

① 広告原稿(案)

② バナー広告からのリンク先として広告主が指定するホームページ（以下「広告主ホームページ」という。）の内容が分かる資料

③ 広告主の健全性を確認するために町長が特に必要とする資料（事業概要等）

※ 様式第1号の備考欄に広告主ホームページのアドレスを記入すること。

※ 掲載希望期間の途中で掲載内容を変更したい場合は、第1号様式の提出をもって1月を単位として変更できる。ここでいう1月とは、上記1(6)掲載期間と同じとする。

ただし、社名変更等の特別な理由がある場合は月の途中でも変更できる。

(2) 広告原稿の作成及び提出

広告主は、上記1(3)に定める規格により広告原稿を作成し、可視データ(紙データ)及び電子データで提出すること。なお、広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(3) 広告主の責任

要綱及び基準を参照。

3. その他

(1) この要項のほか、広告掲載について必要な事項は次の書類を参考にすること。なお、疑義が生じた場合は町と広告主で協議し決定するものとする。

- ・ 三木町広告掲載要綱
- ・ 三木町広告掲載基準

(2) 問い合わせ先

〒761-0692

木田郡三木町大字氷上310番地

三木町政策情報課 電算システム係

TEL 087-891-3302(内線251)

FAX 087-898-1994